



2022年11月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L e T e c h  
(コード番号：3497 東証グロース)  
住 所 大 阪 府 大 阪 市 北 区 堂 山 町 3 番 3 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 平 野 哲 司  
問 合 先 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 部 長 松 木 高 茂  
TEL.06-6362-3355

### 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2022年10月13日付で、D r e a m B r i d g e 株式会社から訴訟を提起され、同年11月4日に訴状の送達を受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

提起のあった裁判所	東京地方裁判所
提起された日	2022年10月13日
当社への訴状送達日	2022年11月4日

##### 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2022年8月29日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行、定款の一部変更、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「本お知らせ」といいます。)のとおり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を行っております。本お知らせに記載のとおり、当社は、D r e a m B r i d g e 株式会社(以下「本債権者」といいます。)との間において、2022年3月上旬から、当社の資金調達について協議・検討を開始しており、本債権者との間で、同年3月29日に株式増資も含めたファイナンスの実現に向けて協議するための覚書(以下「債権者覚書」といいます。)を締結し、並行して、本債権者から同月31日付で10億円の借入れを行いました。

その後、当社は、本債権者に対し、2022年5月20日までに意向表明書の提出を求めておりましたが、本債権者から提出期限(2022年5月20日)までに意向表明書の提出はなされなかったため、2022年5月末から6月上旬にかけて、当社は、本債権者に対し、本債権者との交渉を継続できず、他の候補先との間でエクイティ・ファイナンスを実施する方向で検討する旨を伝えました。

なお、その後、本債権者から当社宛に、2022年6月9日付で、法的拘束力を有しないことが明示

された「意向表明書」（以下「債権者意向表明書」といいます。）と題する書面が送付され、当社はこれを受領しましたが、債権者意向表明書は法的拘束力を有しないことに加え、債権者意向表明書に記載された内容は、一株当たりの発行価額や払込金額の総額が不明で、明確なスキームが示されていないこと、本債権者側の資金調達手法についても具体的な記載がないこと等から、当社の資金調達スケジュール及び提案条件等を踏まえると、本債権者との間でのファイナンスを再度検討し得るとの判断に至るものではありませんでした。そこで、当社は、本債権者に対し、本債権者との間でのファイナンスを現実的に再度検討できないこと及び他の候補先との間のエクイティ・ファイナンスの実施を検討することを連絡したところ、本債権者から異議を述べられることはありませんでした。

その後、当社は、2022年6月28日、資本業務提携契約書（以下、資本業務提携契約書に基づく資本業務提携を「前資本業務提携」といいます。）の締結に至りました。また、当社は、同日付で本債権者に対し、株式会社キーストーン・パートナーズ（以下「キーストーン・パートナーズ」といいます。）との間の前資本業務提携契約に基づき借入金の返済の通知を行ったところ、本債権者より、借入金の繰り上げ返済を受け入れない旨及び前資本業務提携に伴い第三者割当増資が実行されるのであれば、債権者覚書に基づき2億円の違約金を請求する旨の通知書が当社宛に送付されました。当該通知書の内容については当社の見解とは異なっているものの、キーストーン・パートナーズとの間で協議をした結果、前資本業務提携契約の前提条件及びコベナントに抵触する可能性があることから、2022年7月22日付で前資本業務提携契約を合意解約することといたしました。

その後も当社の資金需要が依然として継続していたことから、再度、本債権者及びキーストーン・パートナーズに対してエクイティ・ファイナンスの提案を求めたところ、キーストーン・パートナーズからのみ意向表明書の提出を受けました。

そして、当社は、本お知らせに記載のとおり、キーストーン・パートナーズと資本業務提携契約を締結し、キーストーン・パートナーズからの資金調達を行い、2022年9月30日付「借入金の返済に関するお知らせ」のとおり、本債権者からの借入金10億円の返済に充当いたしました。

これに対し、本債権者は、当社に対し、本資金調達が債権者覚書の条件に違反すること等を理由として違約金の支払を求める訴訟を提起しました。

当社としましては、本債権者の主張には理由がなく、有効な防御が可能であると考えています。

### 3. 当該訴訟を提起した者

#### (1) 商号

D r e a m B r i d g e 株式会社

#### (2) 本店所在地

東京都渋谷区桜丘町 29-35 渋谷Dマンション6W

#### (3) 代表者の氏名

小塚 英一郎

#### 4. 当該訴訟の内容

##### (1) 訴えの内容

違約金請求事件

##### (2) 訴訟の目的の価額

2億円及びこれに対する遅延損害金

#### 5. 今後の見通し

当社は、本訴訟における本債権者の主張は理由がないと考えており、現時点では本訴訟が当社の業績に与える影響を見込むことは困難と判断しています。なお、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上